

ジュー・エイ・ピー **食品安全** のための **GAP**

食の安全および消費者の信頼の確保をめざして



食品安全のためのGAP（食品安全GAP）とは？

食品安全GAPとは、「農作業ごとに、安全な農産物を生産するための管理のポイントを整理し、まとめたもの」のことです。

食品安全GAPをつくり、農作業の実施状況を記録していく取組が世界各地で進められています。

食品安全GAPの取組は、なぜ必要か？

農業の現場には、病原微生物や有害な物質など、農産物の安全性に悪い影響を及ぼすさまざまな要因（危害要因）があります。これらの要因は、気象や土壌などの条件によって大きく異なります。

このため、消費者が求める安全な農産物を生産するためには、産地ごとに食品安全GAPをつくり、これにもとづいた栽培管理を実施することが必要です。

食品安全GAPに取り組んでみましょう！

農業者をはじめとする関係者全員が食品安全GAPの考え方などを理解し、対象となる農産物の特徴やほ場の立地条件などの実態を把握します。できることからはじめ、少しずつレベルアップを図りましょう。産地の関係者による研修会などを継続的に実施することも重要です。

※ 以下の手順①～④を参考に食品安全GAPにトライしてみましょう！

- ① 対象とする農産物について、これから行う作業や使用する資材ごとに、農産物の安全性に悪い影響を及ぼすおそれのある要因を想定します。

◆ 農産物の安全性に悪い影響を及ぼす要因は何か？ たとえば

- ・ 未熟なたい肥中の病原微生物（O157など）
- ・ かん水、洗浄水中の病原微生物
- ・ ヒトの手指等の病原微生物
- ・ 土壌中や水に含まれるカドミウムなどの重金属
- ・ 基準値を超えるかび毒
- ・ 基準値を超える残留農薬
- ・ 虫の死がい、ネズミのふん など



- ② ①で想定した要因を、農業の現場において、できるかぎり小さくするための管理ポイントを整理し、一覧表にまとめます。

◆ 管理ポイントの一覧表（チェックリスト）のイメージ [施設土耕栽培；トマト]

ハウスの所在（ハウスNo. ）： ○○町 番地		月日	月日
作付前	土壌の重金属などの検査をしたか		
	使用水は病原微生物などによる汚染がないか確認したか		
	たい肥は完熟しているかどうか確認したか（製造温度記録等）		
栽培	ハウス内や周辺は整理整頓し、清潔に保たれているか		
	かん水は果実に直接かからないようにしたか		
収穫	農薬は使用基準に従い使用し、作業記録簿に記入したか		
	コンテナやハサミは、使用前及び使用後に洗浄したか		
	収穫物は丁寧に取扱い、異物が混入していないか確認したか		
	予冷庫は定期的に清掃し、温度管理記録簿に記入したか		

- ③ ②の管理ポイントの一覧表にそって作業が実施できたかどうか、その日付などを記録します。

- ④ 作付け前から収穫（または出荷）までの作業が完了した時点で、③の記録をもとに改善すべき点などの見直しを行い、次の作付けに備えます。

食品安全GAPに取り組んでいる産地の紹介

S県H農協K研究会（野菜の施設土耕栽培:トマト）

- ・平成14年、野菜産地として安全な農産物を生産していくため、県が作成した「自主管理マニュアル」の実証産地として、食品安全GAPの取組を開始。
- ・水質や土壌中の重金属の検査、従業員の衛生管理などを中心に取組の内容をチェックリストにまとめ、構成員がお互いに実施状況を確認。
- ・選果場におけるパート職員の教育も徹底し、良食味だけでなく品質面からも安全なトマトとして自信をもって出荷。こうした取組が取引先などで評価され、産地としての信頼向上を実感。



K県M生産組合T会（果樹；かんきつ類）

- ・平成14年、取引先の大手量販店からの提案をきっかけとして、食品安全GAPの取組を開始。
- ・参加農家の栽培管理の現状を分析し、園地看板の統一、用水の確認、園地ごとの農薬飛散リスクの確認などを組織内でルール化。チェックリストをつくり、実施状況を確認。
- ・さらに、品質改善プログラムの作成、食品安全GAPで記録したデータの活用による資材の無駄の低減などに取組。こうした取組が他の取引先からも注目され、期待されていることを実感。



食品安全GAPに取り組むことによるメリット

次のようなメリットも期待できます。

- ☆ 的確な安全管理 ⇒ 農産物の安全性確保と産地の信頼の向上
- ☆ 適正な栽培管理 ⇒ 農産物の品質向上
- ☆ 農作業方法の見直し ⇒ 農作業の効率化や農業経営の改善
- ☆ 農薬使用などの記録 ⇒ トレーサビリティ・システムや生産情報公表JAS規格にも対応 など

食品安全GAPの導入には、産地全体で取り組みましょう。
農業環境規範やJA生産履歴記帳運動などと一体的に推進することで、これらのメリットはさらに大きくなります。

応援します！産地における食品安全GAPの取組

農林水産省では、「食の安全・安心確保交付金」などにより、食品安全GAPの取組を普及・推進していくための協議会の設置や研修会の開催、産地実証など、食品安全GAPをつくり、農作業の実施状況を記録していく自主的な取組を支援しています。

また、食品安全GAPの取組を普及・推進していくための手引きとして「『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル（初版）」を作成し、農林水産省のホームページ上に掲示しています。

ぜひ一度ご覧ください。

【 http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20050428press_14.html 】

お問い合わせは、農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 生産安全班
電話：03-3502-8111（内線3108、3109）

または、お近くの 地方農政局 消費・安全部 安全管理課、
沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課、
農政事務所 消費・安全部 安全管理課 にご相談ください。